

ドイツ連邦共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事証拠調べ (民訴条約15条)	指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	管轄裁判所証拠調べ (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人に対する場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで嘱託すると証人が出頭しないおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)	1 嘱託書 (添付書類を含む) 1通 写し1部	1 嘱託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部	1 嘱託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部
IV 訳文	ドイツ語又は証人等が解する言語	ドイツ語	ドイツ語
V 費用	必 要	原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	必 要